

令和6年7月2日
出入国在留管理庁

申請等取次機関からの定期報告の廃止について

有効な申請等取次証明書をお持ちの方については、これまで、所属する機関に関する資料（前年1月から12月末までの1年分）を、承認手続を行った地方出入国在留管理局（出張所含む）へ、毎年1月末までに提出いただいておりますが、本定期報告については、**令和6年7月2日をもって廃止**しましたので、以降の提出は不要です。